

# 伊佐市農業委員会第13回総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月27日(金) 午前9時00分から10時20分
2. 開催場所 菱刈庁舎3階大会議室
3. 出席委員 (25人)

会 長 13番委員  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1番委員	7番委員	1番推進委員	9番推進委員
2番委員	9番委員	2番推進委員	11番推進委員
3番委員	10番委員	3番推進委員	12番推進委員
4番委員	11番委員	4番推進委員	13番推進委員
5番委員	12番委員	5番推進委員	14番推進委員
6番委員		7番推進委員	15番推進委員
		8番推進委員	

4. 欠席委員(2人)・欠員(1名)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 3番委員 4番委員

第2 議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画(用途変更・除外・編入)申出に係る意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

議案第7号「職員の任免」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長

農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局

報告です。

2月27日に行われた第12回農業委員会総会 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号4番についてです。当該案件は転用目的を「山林」として提出されましたが、確認調査を行ったところ、大口下殿字湯ノ谷716-562および716-330は綺麗に耕耘された1枚の畑となっております。

その後、7番推進委員の協力をいただきながら事務局で再度調査を行ったところ、去る3月2日に耕耘者が見つかりました。

耕耘をされていたのは市内で農業を営む認定農家さんで、近隣に整備された太陽光発電施設の設備事業者の方から依頼を受けて毎年耕耘のみを行っていたとのことで、耕作の実態も予定もなく、農地法第5条申請について説明を行い、問題なく了承されました。

以上で報告を終わります。

事務局長

みなさんおはようございます。

只今より、令和7年度第13回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長

改めまして、おはようございます。

寒い冬も終わり、過ごしやすい季節になりました。まだまだ、花冷えともうしまして、桜が咲く時期は朝夕が冷え込んでまいりますが、体調には十分気を付けて活動をしていただきたいと思います。それと、農業者年金の推進をみなさんでやっていただきまして、ありがとうございます。2件の新たな年金加入者を推進していただきました。誠にありがとうございました。あと1件加入予定ということですので、伊佐市の年間の加入目標が2名ですが、何とか3名ということで100%クリアできるのではないかと思います。皆さん大変ありがとうございました。

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします、3番農業委員と4番農業委員にお願いいたします。

皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。

只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第 18 条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につきまして、資料の 1～5 ページであります。農地法解約が 1 件、バンク法解約が 5 件、基盤法解約が 10 件の合計 16 件です。以上報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画(案)の貸借に係る意見決定について説明いたします。

13 ページの総括表をご覧ください。期間は 10 年で面積は 172,182 m<sup>2</sup>で利用権を設定する者の数が 34 人、設定を受ける者の数は 13 人です。土地の詳細につきましては、資料 6 ページから 12 ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意

見については決定いたしました。

議案第2号

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。

整理番号1番から 22 番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号1番について、去る3月 23日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人 ST さんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は 68 歳です。

譲渡人 TT さんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は 73 歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字井川本3497番4他1筆で、地目は畑、地積は1,000 m<sup>2</sup>で、所有権移転売買であります。農業従事者は1名で、通作距離は約2km で、良く管理された畑です。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議長 整理番号2番・3番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号2番について、去る3月 23日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人の TH さんは、伊佐市菱刈南浦に居住し、年齢は 47 歳です。

譲渡人の OT さんは、熊本県合志市豊岡に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字宇都3270番2で地目は田、地積は334 m<sup>2</sup>で、所有権移転売買です。農業従事者は2名で、通作距離は自宅横で10mです。耕作意欲はあり、新規就農者でございまして、農機具は少ないですが、農機具等は小さな耕運機と草刈り機を持っております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

3 番 農業委員	<p>続きまして、整理番号3番について、去る3月 23 日に現地調査を行いました。</p> <p>申請人 HA さんは、鹿児島県始良郡湧水町稲葉崎に居住する市外住民です。</p> <p>譲渡人 YM さんは、鹿児島県鹿児島市堀江町に居住する市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川南字上原田 263 番外8筆で、地積は 17,096 m<sup>2</sup>で地目は全て田、所有権移転売買であります。農業従事者は 2 名で、通作距離は自宅から5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号4番・5番・6番について、11 番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農業委員	<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号4番について、去る3月 23 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。</p> <p>申請人 HS さんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 58 歳です。</p> <p>譲渡人 MI さんは、東京都日野市大字日野に居住する市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字水流 103 番 1 で、地目は田、地積は 1,188 m<sup>2</sup>で、所有権移転売買であります。農業従事者は2名で、通作距離は約 0.5kmで、現況はよく管理された田です。経営意欲はあり、必要な農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。</p>
1 1 番 農業委員	<p>続きまして、整理番号5番について、去る3月 23 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。</p> <p>申請人 KG さんは、伊佐市菱刈川北に居住し、年齢は 45 歳です。</p> <p>譲渡人 AK さんは、鹿児島県始良郡湧水町木場に居住する市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字郷原 2894 番1、地目は田、地積は 72 m<sup>2</sup>で所有権移転贈与です。受人の経営面積は26,750 m<sup>2</sup>で、農業従事者は3名で、通作距離は約 0.5kmで、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり、農機</p>

具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

1 1 番  
農 業 委 員

続きまして、整理番号6番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので11番が報告いたします。

申請人 FT さんは、伊佐市菱刈川北に居住し、年齢は85歳です。

譲渡人 KA さんは、神奈川県横浜市中区長者町に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字上原2413番1で、地目は畑、地積は528㎡の所有権移転贈与であります。受人の経営面積は1,788㎡で、農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された畑です。経営意欲はあり、農機具などは完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

整理番号7番・8番について、5番農業委員の報告を求めます。

5 番  
農 業 委 員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号7番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請人 KK さんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は56歳です。

譲渡人 HH さんは、伊佐市菱刈南浦に居住し、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字中牟田1841番3で、地目は田、地積は2,339㎡の所有権移転売買であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、良く管理された水田です。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書、その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。

5 番  
農 業 委 員

続きまして、整理番号8番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請人 UN さんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は38歳です。

譲渡人 MF さんは、福岡県福岡市城南区樋井川に居住する市外住民で

す。

申請地は、伊佐市大口堂崎字池ノ下 510 番7で、地目は畑、地積は 1,965 m<sup>2</sup>で所有権移転贈与であります。農業従事者は 5 名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された畑で、譲受人は耕作意欲があり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号9番・10 番について、6番農業委員の報告を求めまます。

6 番 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請処分決定のうち、整理番号  
農業委員 9番について、去る3月 23 日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたしまます。

申請人 IK さんは、伊佐市大口山野に居住し、年齢は 72 歳です。

譲渡人 TY さんは、伊佐市大口山野に居住し、年齢は 58 歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字紙漉 1303 番1外1筆で、地目は2筆とも田、地積は 2,059 m<sup>2</sup>です。所有権移転売買です。農業従事者は7名で、通作距離は約 0.5km、現況は良く管理された農地であり、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

6 番 続きまして、整理番号 10 番について、去る3月 23 日に現地調査を行いましたので、私6番が報告いたしまます。

申請人 MH さんは、伊佐市大口小木原に居住し、年齢は 53 歳です。

譲渡人 MT さんは、伊佐市大口篠原に居住し、年齢は 91 歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字十王ノ前 220 番8外3筆で、地目は4筆とも田、地積は 1,364 m<sup>2</sup>で、所有権移転売買です。農業従事者は1名で、通作距離は約 0.5km で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号 11 番について、12 番農業委員の報告を求めまます。

1 2 番  
農業委員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号11番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、私12番が報告いたします。

申請人 KYさんは、伊佐市大口木ノ氏にお住まいで、年齢は78歳です。

譲渡人 ESさんは、伊佐市大口木ノ氏にお住まいで、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字新牟田1084番1と1084番2で、地目は田、地積は1,547㎡で2筆ではありますが、現況は1枚の田として耕作されています。所有権移転売買であります。農業従事者は3名で、臨時雇用労働者も2名おります。通作距離は約1km、車で5分で、現況は良く管理された田です。譲受人は稲作及び野菜を中心として経営しており経験も十分で、経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。私の報告を終わります。

議長

整理番号12番・13番について、10番農業委員の報告を求めます。

1 0 番  
農業委員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号12番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

譲受人 ADさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は44歳です。

譲渡人 DTさんは、伊佐市菱刈下手に居住し、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字下水流1200番1外3筆で、地目は全て田、地積は5,374㎡で、所有権移転贈与であります。農業従事者は4名で、通作距離はそれぞれ約4kmで、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり、農機具はトラクター2台、コンバイン1台、田植え機1台など所有されております。なお、この案件は合意解約がなされているところです。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

1 0 番  
農業委員

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号13番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

譲受人 NNさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は62歳です。

譲渡人 MHさんは、伊佐市大口針持に居住し、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字中水流 4324 番 11 外2筆で、地目はそれぞれ田、地積は5,262 m<sup>2</sup>で、相手方の要望による所有権移転売買であります。農業従事者は2名で、通作距離はそれぞれ約 600mで、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり、農機具はトラクター2台、コンバイン1台、田植え機1台など完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号 14 番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 14 番について、去る3月 24 日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 TH さんは、伊佐市大口里に居住し、年齢は 56 歳です。

譲渡人 TH さんは、伊佐市大口金波田に居住し、年齢は 76 歳です。

申請地は、伊佐市大口金波田字引田 891 番 1 外1筆で、地目は田と畑、面積は田が2,441 m<sup>2</sup>、畑が1,049 m<sup>2</sup>で、2筆合計 3,490 m<sup>2</sup>で、所有権移転贈与であります。農業従事者は2名で、通作距離は約3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号 15 番・16 番・17 番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 15 番について、去る3月 23 日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 MT さんは、伊佐市菱刈荒田に居住し、年齢 69 歳です。

譲渡人 KK さんは、伊佐市菱刈川北に居住し、年齢は 83 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字江川 559 番で、地目は畑、地積は 578 m<sup>2</sup>の所有権移転売買であります。農業従事者は3名で、通作距離は約 500mで、現況は良く管理された畑です。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思

われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

4 番 続きます、整理番号 16 番について、去る3月 23 日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 は整理番号 15 番と同じ MT さんです。

譲渡人 DT さんは、伊佐市菱刈下手に居住し、年齢は 79 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字江川 563 番で、地目は畑、地積は 2,018 m<sup>2</sup>の所有権移転売買であります。農業従事者は3名で、通作距離は約 500mで、現況は良く管理された畑です。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

4 番 続きます、整理番号 17 番について、去る3月 23 日に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請人 FR さんは、伊佐市菱刈荒田に居住し、年齢は 61 歳です。

譲渡人 TA さんは、静岡県御殿場市神山に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字東水流 1151 番2で、地目は田、地積は 2,273 m<sup>2</sup>の所有権移転売買であります。農業従事者は1名で、通作距離は約 500mで、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。私の報告を終わります。

議長 整理番号 18 番・19 番 20 番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 18 番について、去る3月 21 日に、現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。

申請人 YT さんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 41 歳です。

譲渡人 HN さんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 62 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字宮之元 3343 番1外2筆、地目は田、地積は 2,556 m<sup>2</sup>です。山田地区集会施設の西 200mに位置し、現況は良く管理された田です。所有権移転売買です。申請者は自作地 40,114 m<sup>2</sup>、借り受け 37,591 m<sup>2</sup>、計 77,705 m<sup>2</sup>を耕作しております。農業従事者は申請人夫婦の2名で、通

作距離は4km、時間にして 10 分の位置にあります。経営意欲はあり、農機具はトラクター2台、田植え機、コンバインなどを完備されています。周辺地域との関係においても問題ありません。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、M行政書士の委任状、その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

1 番  
農業委員

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 19 番について、去る3月 23 日に、現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。

申請人 UT さんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は 32 歳です。

譲渡人 HK さんは、東京都東大和市上北台に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字池田 3502 番2の一部、地目は田、面積は 1,004 m<sup>2</sup>のうち 508 m<sup>2</sup>です。後ほど議案第5号1番で報告のある、住宅建築予定地の土地と分筆される予定です。所有権移転売買です。山田地区集会施設の東 4.4kmに位置し、現況は棚田になっております。新規就農で添付されている営農計画書によると、葉物・根菜・果菜などの野菜を生産するとのこと。申請者は新規就農者であり、農業従事者は本人1名で、通作距離は現在の居住地から 4.5km、時間にして 10 分で、5条申請の土地が隣接しております。経営意欲はあり、必要な農機具は準備されております。周辺地域との関係、法令順守など問題ありません。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類のほか、F行政書士の委任状が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

1 番  
農業委員

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 20 番について、去る3月 23 日に、現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。

申請人 UT さんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は 32 歳です。

譲渡人 HE さんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 79 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字池田 3502 番6の一部、地目は畑、面積は 694 m<sup>2</sup>のうち 599 m<sup>2</sup>です。後ほど、議案第4号2番で説明する通路として4条申請された土地と分筆される予定で、求積図が添付されています。山田地区集会施設の東 4.4kmに位置し、現況は果樹の植えられた畑になっております。新規

就農で添付されている営農計画書によると、ブルーベリー、花卉・柑橘類を栽培するとのこと。申請者は新規就農者であり、農業従事者は本人1名で、通作距離は現在の居住地から4.5km、時間にして10分で、5条申請の一般住宅の土地が隣接しております。経営意欲はあり、必要な農機具は準備されております。周辺地域との関係、法令順守など問題ありません。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類のほか、F行政書士の委任状が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号21番・22番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号21番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人 KMさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は68歳です。

譲渡人 MSさんは、伊佐市大口大田に居住し、年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字鐘見嶽2368番、地目は田、地積は614㎡の所有権移転贈与です。通作距離は約1km、現況は良く管理された農地で、経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。

2番農業委員 続きまして、整理番号22番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。

申請人 MHさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は61歳です。

譲渡人 OTさんは、伊佐市大口大田に居住し、年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2323番1外1筆で、地目は田、地積は2,279㎡の所有権移転贈与であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類などが添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

- 議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から 22 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 賛成多数。よって整理番号1番から 22 番については許可が決定いたしました。
- 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 22 件について、22 件の許可が処分決定いたしました。
- 議案第3号 —————
- 議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」の意見決定について提案いたします。
- 整理番号1番についてですが、この議案は7番農業委員が申請代理人であり、利害関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。
- それでは、7 番農業委員の退席をお願いします。
- (7番農業委員退席)
- 5 番 整理番号1番について、5 番農業委員の調査報告を求めます。  
農 業 委 員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」の意見決定のうち、整理番号1番について、去る3月 23 日、申請人代理人のY行政書士の立ち合いのもと、7番推進委員、8番推進委員、私5番委員の3名で共同調査を行いましたので、私5番が報告します。
- 申請人は伊佐市大口白木に居住する、CT さん 54 歳です。
- 申請地は、伊佐市大口白木字大見取 963 番4で、地目は田で、地積は 296 m<sup>2</sup>です。北園建築から南に 100mに位置し、周囲の状況は東側・西側は田、南側は道路、北側は道路・原野で、用途区分変更後は農機具の保管場所として建築する計画であります。この申請は具体的な転用計画があり、農用地区域計画の周辺部であるため、用途区分変更による周囲の農地への影響は軽微なものと思われれます。用途区分変更後の申請地は、農用地区域内農地に該当

しますが、転用目的は、農業用施設であるため、転用可能と思われます。添付書類として、全部事項証明書、位置図、転用計画配置図等が添付されております。調査の結果、除外がやむを得ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いたします。以上です。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。  
  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
  
(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号 1 番については許可が決定いたしました。  
ここで、7 番農業委員の入室をお願いします。  
  
(7 番農業委員着席)

議 長 7 番委員、整理番号 1 番については許可が決定いたしました。  
議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」の意見決定について、申請件数 1 件について 1 件が意見決定いたしました。

————— 議案第 4 号 —————

議 長 議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号 1 番について、3 番農業委員の報告を求めます。

3 番 議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 1 番につきまして、去る 3 月 23 日に、申請人の I E さん、14 番推進委員、15 番推進委員、私 3 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、私 3 番委員が報告いたします。

申請者は I E さんは、伊佐市菱刈南浦に居住し、年齢は 69 歳です。  
申請地は伊佐市菱刈南浦字柴江 1289 番、地目は田、地積は 1,492 m<sup>2</sup>であり、農地区分は第 2 種農地その他農地となっております。転用目的は植林です。申請地の所在地は、南永小学校から西側へ約 1 km に位置しており、南側は山林、東側は田、北側は田、西側は山林であり、周囲に与える影響は少ないと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書ほか、配置図、字図等ほか必要書類が添付されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見は問題ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。  
  
（「なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
  
（全員挙手）

議 長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。  
整理番号2番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定につ  
農 業 委 員 いてのうち、整理番号2番につきまして、去る3月23日に、申請人の代  
理人 行政書士法人S 社員NM さん 立ち合いのもと、4番委員、13  
番推進委員、私1番農業委員の3名で現地調査をいたしましたので、1番が報  
告いたします。

申請人 HE さんは、伊佐市菱刈前目に居住し、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字池田3502番6の一部で、地目は畑、面積は694㎡のうち92㎡であります。現況は果樹の植えられた畑に沿った、山林へ行くための通路になります。周辺は身内が使用する農地であり、周囲に与える影響はございません。自己所有地であったため長年通作路として使用していましたが、農地法の手続きが未了であることが判明したため、4条申請を申請したと始末書が添付されています。さらに議案5号1番5条申請に添付されている一般住宅が建築されたあとは、当該住宅につながる接道として利用する予定と、同じ始末書に添付されております。

添付書類として、全部事項証明書、住民票、位置図、住宅地図、地積図、計画説明図、求積図、土地利用図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、菱刈土地改良区の農地転用に係る意見書、行政書士法人S社員Fさん宛ての委任状、始末書が添付されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。  
議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について2件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る3月23日に、申請代理人の F事務所 社員 NM さん立ち合いのもと、1番委員、13番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番委員が報告いたします。

譲受人は伊佐市菱刈川南に居住する UT さんで、32歳です。

譲渡人は東京都大和市上北台に居住する HK さん、市外住民です。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は農用地区域外の第2種農地その他農地となっております。転用目的は一般住宅です。申請地は伊佐市菱刈前目3502番2、地目は田、地積は1,004㎡のうち499㎡で、所在地は、住友金属菱刈鉾山から南西に約1kmに位置し、東宅地、南・西・北側は農地となっております。現況は遊休農地となっており、周囲に与える影響は無いと判断いたしました。

添付書類として、申請書、求積図、その他法定添付書類一式が提出されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において転用に問題ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番につきまして、去る3月23日に、申請人の代理人 T行政書士 立ち合いのもと、1番推進委員、2番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は伊佐市菱刈荒田に居住する MY さんで年齢は24歳であります。

譲渡人は鹿児島県鹿児島市星ヶ峯に居住する MT さん市外住民です。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は一般住宅として利用となっております。申請地の所在地は、伊佐市大口里字羽祢田島2622番2他1筆、地目はともに田、地積は429㎡であります。農地区分は第3種農地となっております。申請地の所在地はAこども園から東へ約150mに位置しており、南側は宅地、東側は宅地、北側は田、西側も田であり、周囲に与える影響は無いと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書が提出されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。  
議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について2件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして、去る3月23日、4番推進委員、5番推進委員、私6番農業委員の3名で現地調査を行いましたので、6番農業委員が報告いたします。

申請人は、鹿児島県鹿児島市東郡元町に居住する KM さんです。

申請地は伊佐市大口上町37番14、地目は畑、地積が225㎡であります。申請地の所在地は、Oクリニックから南東へ約100mに位置しており、南側は宅地、東側は宅地、北側は宅地、西側は道路であります。非農地となった時期及び理由といたしまして、昭和60年代に農地法の許可を得ず建物を建てて、住宅として利用されているとのことでした。

調査の結果、現地は既に農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、その他必要書類が添付されております。委員の皆様の審議方よろしくお願ひしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地が決定いたしました。  
整理番号2番について11番農業委員の報告を求めます。

11番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして

農業委員 | て、去る3月23日、申請人代理人 M行政書士 立会いのもと、11番推進委員、12番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人は神奈川県横浜市中区長者町に居住する KA さんです。

土地の所在地は伊佐市菱刈川北字上原2413番5、地目は畑、地積が272㎡であります。申請地の所在地は湯之尾滝から東へ50mに位置し、南側は山林、東側は宅地、北側は山林、西側は畑であり。非農地となった時期及び理由としましては、平成7年1月2日頃から宅地になっているとのことでした。調査の結果、既に農地性を喪失しており、住宅も建っていることから、農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断いたしました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。委員の皆様方の審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 | 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 | なしということですので、お諮りいたします。整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 | 賛成多数。よって整理番号2番は、非農地が決定いたしました。  
議案第6号「非農地証明願」については、2件の申請のうち2件の非農地証明願が決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議 長 | 議案第7号「職員の任免」について、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 | 議案第7号「職員の任免」についてご説明いたします。令和8年4月1日付け人事異動につきまして、3月23日に伊佐市職員の異動内示の発表がありました。これに伴いまして、農業委員会等に関する法律第26条第3号の規定により、職員は農業委員会が任免することとなっており、次の職員が異動になっております。条例等の関係で、異動発表後の任免となることをご了承願います。

それでは発表いたします。

転入職員につきまして、農業委員会事務局主幹 IC さんです。以上です。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第7号「職員の任免」について、事務局の説明のとおり任免することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第7号「職員の任免」については承認されました。それではあいさつをお願いします。

(IC主幹 あいさつ)

—————その他—————

議長 その他、事務局をお願いします。

事務局 引き続き、再任用職員にも異動がありましたので、ご報告いたします。

退職 KK 主任主事

転入 OH 主任主事

以上です。それではあいさつをお願いします。

(KKさん・OHさん あいさつ)

総会資料の最終ページをご覧ください。3月の月例報告を致します。5日(木)3月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され事務局が出席、23日(月)が現地調査を一斉に行いました。本日27日(金)が第13回農業委員会総会です。

4月の行事予定ですが、10日(金)4月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、23日(木)が現地調査予定、28日(火)が令和8年度第1回農業委員会総会です。

月例報告は以上です。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

5 番 指導農業士の会で話があったのですが、新規就農者がなかなか農地を確保できないとのことでした。もし皆さんのところに新規農業者がいらっしゃいましたら、委員の皆様方も声をかけていただいて、その方の状況を聞いてくださればと思います。

4 番 事務局にお願いですが、新規就農者とか、経営規模拡大をしたいとか、そういった情報があれば、我々委員の方にも流していただきたい。それなりに農地の情報とか、色々できるのではないかと。農地を譲りたい、貸したい、売りたいという人が高齢化で多いと思います。そういった情報を得て、紹介することが委員の一つの務めであると思います。そういった情報を得たら次の会で発表などあればありがたいと思います。

事務局 了解しました。こちらでも農政課との会議などで、新規就農者の情報、農地を借り受けたいなどの情報がございますので、取りまとめて皆さんにお知らせしますので、お手数おかけしますが、ご協力をおねがいします。

(「なし」という声、多数あり。)

事務局長 以上で、令和7年度第13回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。一同礼。お疲れ様でした。

【終了時間 午前10時20分】

---

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長

伊佐市農業委員 ..... 3 番

伊佐市農業委員 ..... 4 番